

令和3年度危険物安全 週間が実施されます

今日、消防法令で規定する危険物は、事業所において幅広く利用されるとともに、普段の生活に深く浸透し、その安全確保の重要性が増大しています。このため、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く市民の方に危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的に令和3年度危険物安全週間を実施します。

令和3年度推進標語

『事故ゼロへ トライ重ねる
ワンチーム』

【期間】6月6日(日)から6月12日(土)まで

【市消防本部で実施する主な行事】

- ①市広報誌等による広報、ポスター等による啓発普及
- ②危険物施設等への立入検査

危険物とは

消防法令で定められている危険物は、一般的に次のような危険性を持ったものをいいます。

- ①火災発生の危険性が大きい。
- ②火災拡大の危険性が大きい。
- ③消火の困難性が高い。

私たちの身近なものでは、ガソリンや消毒用アルコールがあります。

ガソリンの取り扱いに 注意してください

ガソリンは取り扱いを間違えると大変危険です。ガソリンを取り扱う際は、次の点に注意し、正しく取り扱いましょう。

- ①ガソリンの引火点は約マイナスイオン40度で、小さな火源でも爆発的に燃焼する危険物です。
- ②ガソリンから蒸発している可燃性蒸気は、空気よりも重く、くぼみなどにたまりやすいため、離れたところにある火源によって引火する危険性があります。
- ③ガソリンを入れる容器は、消防法令の基準に適合した容器を使用してください。
- ④セルフ式のガソリンスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることは、法律で禁止されています。

【お問い合わせ先】
市消防本部 ☎32・0119
/ FAX 32・3595
Mail:shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

水難救助訓練に ついてのお知らせ

市消防本部では、年間を通じて市内の港湾等で水難救助訓練を実施しています。

訓練では、潜水活動や操船訓練を行っていますので、漁業、港湾関係者をはじめ市民の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】

市消防本部 ☎32・0119
/ FAX 32・3595
Mail:shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

ごみの分け方・出し方 について

家庭ごみを出される際には、次の点についてご注意ください。また、ごみ袋はきちんと分別して出してください。

【ごみ出しの注意点】

- ①ごみはきちんと分別して出してください。
- ※異物の混入している袋があり、作業員が負傷する事案が発生しました。
- ②ごみ袋は小松島市指定ごみ袋を使用してください。
- ③一度に出せるごみは5袋までです。
- ④ごみは収集日当日の午前8時30分までに出してください。

【お問い合わせ先】

市環境衛生センター（芝生町花谷3番地） ☎32・8290
/ FAX 32・8295
Mail:seisecenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

児童手当の現況届は6月30日までに！

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度も窓口ではなく、郵送での提出をお願いします。同封の返信用封筒で提出してください。

現況届とは、前年の所得状況と受給資格の有無を確認するものです。そのため、現況届が未提出の方は6月分以降の児童手当を受給することができませんので、必ず提出してください。

また、添付書類などに不備があった場合は、児童手当を一時差し止めすることがありますのでご注意ください。

【現況届の提出】

現況届の用紙は、市児童福祉課より対象の方へ6月初旬までに郵送にてお届けします。内容をご確認のうえ必要事項を記入し添付書類などを添えて、同封の返信用封筒で市児童福祉課まで郵送してください。

【提出期限】6月30日(水)

【お問い合わせ・提出先】市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)

☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

提出するもの

- ①現況届（必要事項を記入し、はんこ【シャチハタ不可】を押印してください）
 - ②受給者（申請者）が厚生年金保険に加入している場合は、受給者（申請者）の健康保険被保険者証の写しまたは年金加入証明書
 - ③受給者（申請者）と児童の住所が別の場合は、別居監護申立書
- ※その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。